

2026 年 6 月 10 日

吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

株式会社リミックスポイント
代表取締役社長CEO 高橋 由彦

株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社
代表取締役 高橋 由彦

株式会社リミックスポイント（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2026 年 5 月 15 日付で、吸収分割契約を締結し、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社のエネルギー事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行うことといたしました。本分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき開示すべき事項を記載した本書面を、分割会社及び承継会社本店に備え置くことといたします。

1. 吸収分割契約の内容

本分割における吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

承継会社は、本分割に際し、分割会社に対して対価となる金銭等を交付いたしません。
承継会社は、分割会社の完全子会社であることから、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項

(1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) によりご覧いただけます。

② 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決済日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2026年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は27,721百万円、負債の額は3,732百万円です。そして、本分割により、分割会社が承継会社に対して承継させる予定の資産の額は、2026年3月31日現在で4,673百万円、負債の額は2,388百万円です。また、当該時点から本日に至るまで、分割会社の資産及び負債並びに分割会社が承継会社に対して承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、また、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されていません。

以上より、本分割の効力発生日における分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在のところ認識されていません。

したがって、本分割の効力発生日以後における分割会社の債務について、履行

の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2026 年 4 月 20 日）の貸借対照表における資産の額は 10 百万円、負債の額は 0 円です。そして、本分割により、承継会社が分割会社から承継する予定の資産の額は、2026 年 3 月 31 日現在で 4,673 百万円、負債の額は 2,388 百万円です。また、当該時点から本日に至るまで、承継会社の資産及び負債並びに分割会社が承継会社に対して承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、また、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されております。

以上より、本分割の効力発生日における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

したがって、本分割の効力発生日以後における承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社リミックスポイント（以下「甲」という。）と株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲のエネルギー事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）の方法により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：株式会社リミックスポイント

住 所：東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社

住 所：東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本分割後においても、本事業について競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第10条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第11条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合又はその他必要が生じた場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会における本契約の承認又は本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認若しくは許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 15 日

(甲) 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 9 号
株式会社リミックスポイント
代表取締役 高橋 由彦



(乙) 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 9 号
株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社
代表取締役 高橋 由彦



別紙 承継権利義務明細表

甲は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日における本事業に属する流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

効力発生日における本事業に属する有形固定資産

② 無形固定資産

効力発生日における本事業に属する無形固定資産

③ 投資その他の資産

効力発生日における本事業に属する投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

効力発生日における本事業に属する流動負債

(2) 固定負債

効力発生日における本事業に属する固定負債

3. 承継する契約上の地位

本事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 承継する雇用契約等

以下に掲げる従業員（嘱託社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に係る雇用契約及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

① 本分割の効力発生日において本事業に所属する従業員

② 本事業に関する始期付解約留保付労働契約が成立している採用内定者

5. 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出のうち、法令上承継可能なもの。
ただし、甲が引き続き保有する必要があるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く

6. その他

承継権利義務のうち、法令その他規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲及び乙において想定外の出損を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて承継対象権利義務を変更することができる。

以上

(別紙2)

承継会社の成立の日（2026 年 4 月 20 日）における貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
未収入金	10 百万円	資本金	10 百万円
資産合計	10 百万円	負債・純資産合計	10 百万円